

第23期第7回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和8年6月5日（金）
13:30～
場 所 福島県自治会館 3階 大会議室
(福島市中町8-2)

1 開会

2 会長挨拶

3 出席状況報告

4 議事録署名人選出

5 議 題

(1) 議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について(くろまぐろ)(諮問・答申)

議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について(まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群)(諮問・答申)

議案第3号 小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について(諮問・答申)

議案第4号 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について

議案第5号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について

議案第6号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について

(2) 報告事項

ア 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第62回)の結果について

イ 令和9年度全国海区漁業調整委員会連合会の国への要望(案)について

6 閉会

第23期第7回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時 令和8年6月5日（金）

13：30～

場 所 福島県自治会館 3階 大会議室

（福島市中町8-2）

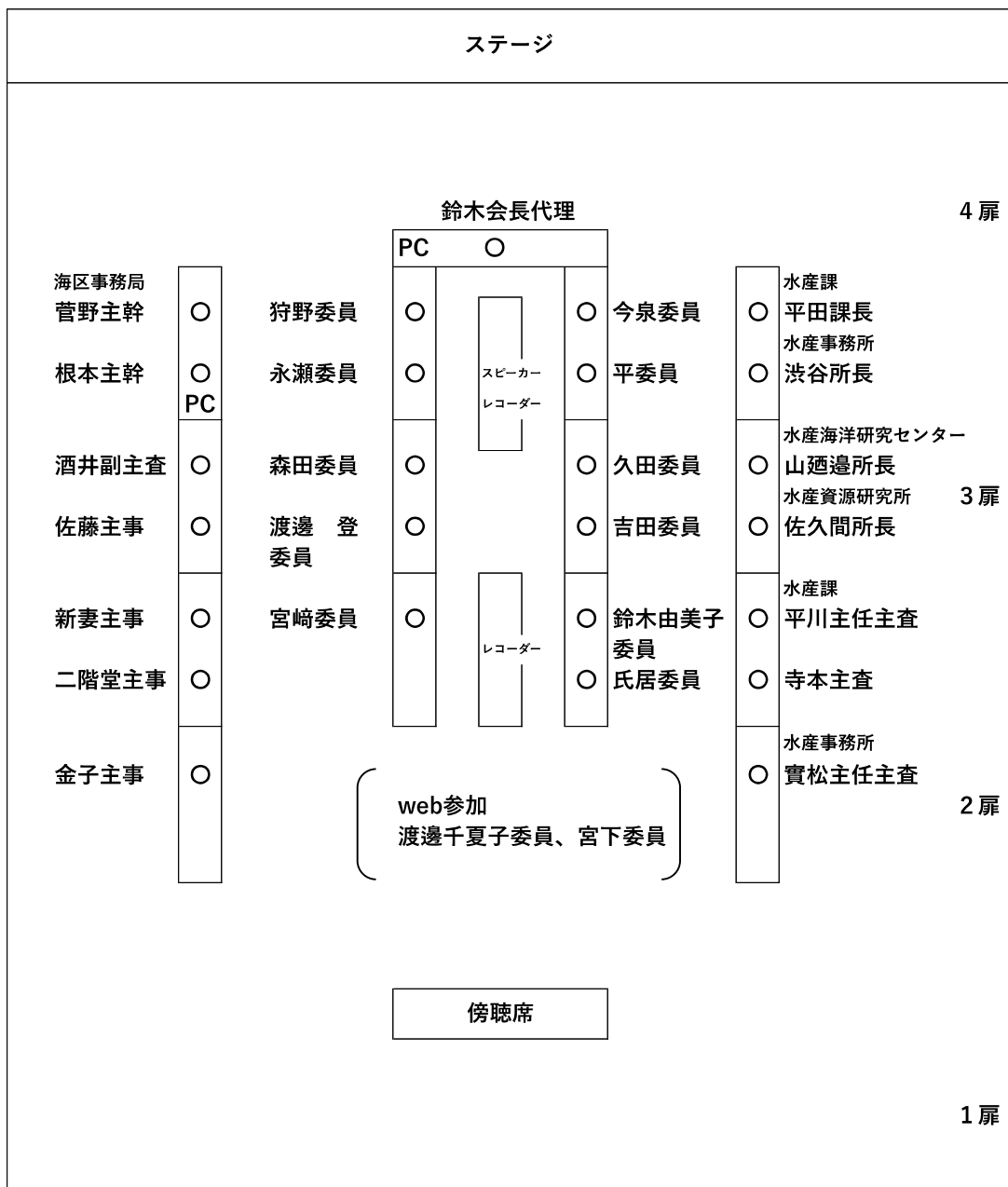
海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等			
選任区分・役職	氏 名	出席方法	所属及び職名		氏 名	出席方法
学識経験（会長代理）	鈴木 哲二	会場	水産課	課長（併） 海区事務局長	平田 豊彦	会場
漁業者	今泉 浩一	会場	〃	主任主査	平川 直人	会場
漁業者	狩野 一男	会場	〃	主査	寺本 航	会場
漁業者	平 仁一	会場	水産事務所	所長	渋谷 武久	会場
漁業者	永瀬 哲浩	会場	〃	主任主査	實松 敦之	会場
漁業者	久田 要一	会場	水産海洋研究センター	所長	山廻邊 昭文	会場
漁業者	森田 政利	会場	水産資源研究所	所長	佐久間 徹	会場
漁業者	吉田 康男	会場	海区委員会事務局	主幹兼次長 （総務）	菅野 学	会場
漁業者	渡邊 登	会場	〃	主幹兼次長 （業務）	根本 芳春	会場
学識経験	鈴木 由美子	会場	〃	副主査	酒井 理沙	会場
学識経験	宮崎 奈穂	会場	〃	主事	佐藤 琴美	会場
学識経験	渡邊 千夏子	web	〃	主事	新妻 樹	会場
中立	氏居 俊夫	会場	〃	主事	二階堂 拓斗	会場
中立	宮下 朋子	web	〃	主事	金子 正子	会場

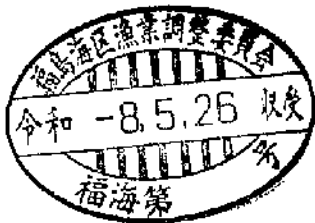
第23期第7回福島海区漁業調整委員会 席次

日 時 令和8年6月5日(金)

13:30～

場 所 福島県自治会館 3階 大会議室
(福島市中町8-2)



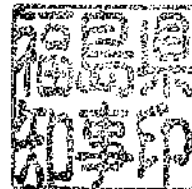


議案第1号

8生流第1113号
令和8年5月26日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき別紙のとおり変更したいので、同項で準用する同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 酒井 電話 024-521-7379）

(別紙)

- 1 概 要： 特定水産資源のうちくろまぐろ（小型魚）について、国から通知された数量に基づき、福島県資源管理方針に則して令和8管理年度の知事管理分の漁獲可能量を変更するもの。
- 2 根拠法令等： 漁業法第16条第5項（知事管理漁獲可能量の変更）
- 3 変更の必要性： 特定水産資源である「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」に関する令和8管理年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）の都道府県別漁獲可能量について、同法第15条第6項に基づき農林水産大臣が変更するが、知事は、その範囲内において、資源管理方針に則して知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
- 4 変更の内容： 農林水産大臣から通知される数量に基づき、福島県知事管理漁獲可能を変更する。

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（変更前との差）		知事管理区分	漁獲可能期間	知事管理区分に配分する数量	
	当初	変更後			当初	変更後
くろまぐろ（小型魚）	22.9 トン	30.0 トン (+7.1 トン)	福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)	R8. 4. 1 ～ R8. 9. 30	11.4 トン	22.8 トン (+11.4 トン)
			福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)	R8. 10. 1 ～ R9. 3. 31	11.5 トン	7.2 トン (-4.3 トン)
くろまぐろ（大型魚）	2.0 トン	2.0 トン (±0 トン)	福島県くろまぐろ(大型魚)漁業	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	2.0 トン	2.0 トン (±0 トン)

- (1) 都道府県別漁獲可能量について
- ・ 小型魚の追加配分 7.1 トンの内訳：
 - ① 令和 7 管理年度の漁獲可能量の未利用分繰越 1.1 トン
 - ② 令和 7 管理年度当初配分量の比率による配分 1.2 トン
 - ③ 消化率メリット (※) 4.8 トン
 - ※ 消化率メリット：令和 7 管理年度分の消化率が 8 割以上の都道府県が配分対象となるもの。
 - ・ 大型魚は混獲管理分として配分されており、繰越による追加配分はなし。
- (2) 知事管理漁獲可能量について
- ・ 小型魚について、現時点での上半期の漁獲実績は 22.8 トン（小数点二位以下を切り上げ）で、当初配分していた 11.4 トンを 11.4 トン超過している。
 - ・ 小型魚の知事管理漁獲可能量の配分の考え方については、次のとおり。
 - ① 福島県資源管理方針の定めより、上半期における漁獲量の総量が配分された数量を超えた場合には、下半期分から超過分の配分量を差し引き、超過した上半期分に充当することとしている。よって、当初の下半期分から 11.4 トンを差し引き、上半期分に充当する。
 - ② 追加配分された 7.1 トンについては、下半期に割り当てる。
- ⇒上半期 +11.4 トン、下半期 -11.4 トン + 7.1 トン = -4.3 トン

5 諮問予定：令和 8 年 6 月 5 日

第 2 3 期第 7 回福島海区漁業調整委員会で諮問

(経過・予定等)

令和 8 年 5 月 2 1 日	農林水産大臣から漁業法第 1 5 条第 6 項で準用する同上第 4 項に基づく意見照会
令和 8 年 5 月 2 5 日	上述の意見照会に対する回答
令和 8 年 6 月上旬	農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の配分変更通知
令和 8 年 6 月 5 日	第 2 3 期第 7 回福島海区漁業調整委員会諮問・答申
令和 8 年 6 月下旬	知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課ホームページ） 漁業法第 1 6 条第 6 項に基づく農林水産大臣への報告

福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和八管理年度（令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和八年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 上半期（令和八年四月一日から同年九月三十日まで）
 - 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）
 - 2 配分する数量 二十二・八トン
- 二 下半期（令和八年十月一日から令和九年三月三十一日まで）
 - 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）
 - 2 配分する数量 七・二トン



8生流第1080号

令和8年5月25日

農林水産大臣 様

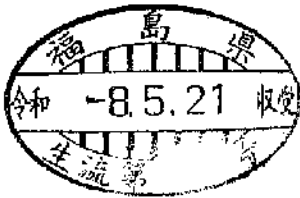
福島県知事

(公印省略)

くろまぐろに関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能
量の変更に係る意見について(回答)

令和8年5月21日付け8水管第578号で照会ありましたこのことについ
ては、意見ありません。

(事務担当 農林水産部水産課 副主査 酒井 電話 024-521-7379)



8 水管第 578 号
令和 8 年 5 月 21 日

福島県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に
係る意見照会

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号) 第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更するにあたり、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、令和 8 年 5 月 27 日(水)までに提出願います。

記

(表) くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (福島県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚) ※追加配分	22.9トン	30.0トン
くろまぐろ (大型魚) ※追加配分	2.0トン	2.0トン

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (福島県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚) ※不等量交換	30.0トン	30.0トン
くろまぐろ (大型魚) ※不等量交換	2.0トン	2.0トン

- 5 (変更後) 二十四時間
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前六時から午後七時まで
(変更後) 午前六時から午後十時まで
- 三 変更しようとする年月日
二の1及び2 令和八年十一月十七日
二の3、4及び5 令和八年三月十七日
- 四 届出年月日
令和八年三月十六日
- 五 届出をした者
株式会社岩瀬書店

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百三十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和八管理年度(令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。
令和八年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 くろまぐろ(小型魚)
 - 1 上半期(令和八年四月一日から同年九月三十日まで)
 - (1) 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業(上半期)
 - (2) 配分する数量 十一・四トン
 - 2 下半期(令和八年十月一日から令和九年三月三十一日まで)
 - (1) 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業(下半期)
 - (2) 配分する数量 十一・五トン
- 二 くろまぐろ(大型魚)
 - 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ(大型魚) 漁業
 - 2 配分する数量 二・〇トン

(水産課)

福島県告示第二百三十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、するめいか及びぶりに関する令和八管理年度(令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。
令和八年三月三十一日

- 一 するめいか

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 知事管理区分 福島県するめいか漁業
 - 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(現行水準)の全量
- 二 ぶり
 - 1 知事管理区分 福島県ぶり漁業
 - 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(試行水準)の全量

(水産課)

福島県告示第二百三十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第五項の規定により、くろまぐろ(小型魚)に関する令和七管理年度(令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。
令和八年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 上半期(令和七年四月一日から同年九月三十日まで)
 - 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業(上半期)
 - 2 配分する数量 十三・六トン
- 二 下半期(令和七年十月一日から令和八年三月三十一日まで)
 - 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業(下半期)
 - 2 配分する数量 二十四・七トン

(水産課)

福島県告示第二百三十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和八年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称
郡山市
- 二 成果の名称
郡山市安積町笹川の一部(笹川第九地区)の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二百四十号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、湯川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和八年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

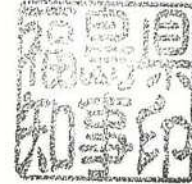
- 調査を行った者の名称
湯川村



8生流第1062号
令和8年5月22日

福島海区漁業調整委員長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 酒井 電話 024-521-7379）

(別紙)

- 1 概要 要：特定水産資源のうち、まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群について、福島県資源管理方針（以下、「資源管理方針」という。）に即して、令和8管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等：漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性：特定水産資源であるまさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群の令和8管理年度（令和8年7月1日～令和9年6月30日）の当初配分量は、法第15条第1項第2号に基づき農林水産大臣が定めるが、知事は、その範囲内において、資源管理方針に則して知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
- 4 策定の内容：農林水産大臣からの配分について、資源管理方針に定める漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に即して、以下のとおり定める。

特定水産資源	内 容
まさば及びごまさば太平洋系群	本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量を福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分する。
まだら本州太平洋北部系群	本県に配分された都道府県別漁獲可能量（試行水準）の全量を福島県まだら本州太平洋北部系群漁業に配分する。

- 5 諮問予定：令和8年6月5日開催
第23期第7回福島海区漁業調整委員会で諮問

(経過・予定等)

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 令和8年5月8日 | 農林水産大臣から法第15条第4項に基づく意見照会 |
| 令和8年5月20日 | 農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の当初配分通知 |
| 令和8年6月上旬 | 都道府県別漁獲可能量の公表（官報掲載） |
| 令和8年6月5日 | 第23期第7回福島海区漁業調整委員会諮問・答申 |
| 令和8年6月中旬 | 農林水産大臣へ知事管理漁獲可能量の承認申請・承認通知 |
| 令和8年6月下旬 | 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課ホームページ） |

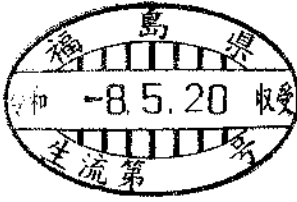
福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群に関する令和八管理年度（令和八年七月一日から令和九年六月三十日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和八年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 まさば及びごまさば太平洋系群
 - 1 知事管理区分 福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業
 - 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量
- 二 まだら本州太平洋北部系群
 - 1 知事管理区分 福島県まだら本州太平洋北部系群漁業
 - 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（試行水準）の全量



8水管第547号
令和8年5月20日

福島県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) 令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	0.00%	100トン未満
まさば及びごまさば対馬暖流系群			
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			

ずわいがにオホーツク海南部			
まだら本州太平洋北部系群	試行水準	—	
まだら本州日本海北部系群			
まだら北海道太平洋			
まだら北海道日本海			

TAC管理のステップアップの考え方

(参考資料)

- 新たなTAC魚種については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次発展させていく「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展を得ることとし、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー（SH）会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。
(ステップ1・2で最長3年間を想定)

	現在	1年目	2年目	3年目	4年目～
<p><ステップ3></p> <p>①資源管理目標・漁獲シナリオの再設定とそれに基づくTACの設定・都道府県等へ配分 ②採捕停止命令を伴うTAC管理の実行 ③管理措置の早期レビュー及び必要な見直し</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">最長3年間を想定</div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">3年以内にレビュー</div>
<p><ステップ2></p> <p>ステップ1の取組に加え、 ①都道府県等への配分の試行（目安数量の提示） ②ステップ3に向けて、管理の運用の検討・試行（目安数量に基づく助言・指導・勧告の実施や採捕停止命令の発出の仕方の検討等）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">SH会合・水産政策審議会</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">一定の取組が進んでいる資源</div>			
<p><ステップ1> ※この段階から特定水産資源として指定</p> <p>①TAC報告の義務化 ②TAC報告状況の確認・情報収集体制の確立 ③魚種毎の課題に対する取組の実施</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">電子的手法を活用した漁獲情報の収集等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">電子的手法を活用した漁獲情報の収集等</div>			

ステップアップ管理の具体的内容

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> 漁業法第12条第1項第1号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（PGY）も含む） 		<ul style="list-style-type: none"> これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定
漁獲シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> 資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択 		<ul style="list-style-type: none"> 新たな資源管理の目標に基づく漁獲シナリオを選択
TACの設定	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲シナリオから導かれるABCの範囲内で設定 		<ul style="list-style-type: none"> 左に同じ
TACの配分	<ul style="list-style-type: none"> 実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）
漁獲が積み上がった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする ※ 	<ul style="list-style-type: none"> 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討 ※ 	<ul style="list-style-type: none"> ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告、採捕停止命令」を実施
自主的な資源管理	<ul style="list-style-type: none"> 従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証 		<ul style="list-style-type: none"> 自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映
魚種毎の課題に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> 資源の特性や漁業の実態を踏まえて、関係者間で、通常のTAC管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする ステップ3へ移行する前にSH会合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換 		<ul style="list-style-type: none"> 導入された運用等により課題解決が図れているかを検証 必要に応じ運用の改良等を検討

※ 漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。



8 生流第 627 号
令和 8 年 5 月 12 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び
許可の基準について（諮問）

福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）
第 4 条第 1 項第 11 号に掲げる小型定置漁業につき、漁業法（昭和 24 年法律第
267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第
1 項及び規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置の内容及び許可又は
起業の認可を申請すべき期間並びに同条第 7 項に掲げる許可の基準を別紙のと
おり定めたいので、法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 3 項及
び同条第 5 項並びに規則第 11 条第 3 項及び同条第 7 項の規定により、貴委員会
の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 主査 寺本 電話 024-521-7379）

1 概 要

小型定置漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に当たり、福島県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号の制限措置の内容及び申請すべき期間（以下「制限措置等」という。）を定めるもの。

また、公示した漁業者の数を超える申請があった場合に、許可等をする者を定めるための許可の基準を定めるもの。

2 根拠法令等

漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項、第 3 項及び第 5 項

福島県漁業調整規則第 11 条第 1 項、第 3 項及び第 7 項

3 制限措置等及び許可の基準の必要性

現在の小型定置漁業の許可の有効期間が令和 8 年 11 月 29 日で満了する。同年 11 月 30 日からの許可等をするに当たり、制限措置等を定める必要がある。

また、制限措置で公示した漁業者の数を超える申請があった場合に許可等をする者を定めるため、許可の基準を定める必要がある。

4 制限措置等及び許可の基準の内容

制限措置等の内容及び許可の基準を以下のとおり定める。

項 目	内 容
漁業種類	小型定置漁業
許可等をすべき漁業者の数	欄外記載のとおり
操業区域	取扱方針のとおり
漁業時期	
漁業を営む者の資格	
許可等を申請すべき期間	令和 8 年 9 月 15 日～同年 10 月 15 日
許可の基準	沿岸漁業の経営安定の観点から、現に小型定置漁業の許可を受けている者を優先することとし、順位付けを行う。

※ 許可等をすべき漁業者の数について

許可等をすべき漁業者の数の設定は、操業の実態や資源状況を勘案すべきところだが、令和 7 年の漁獲量は震災前の約 28%に止まっており、判断できる状況ではない。

震災前の許可数を上限とし、漁業協同組合への照会等を参考に、許可等をすべき漁業者の数を設定する。

(経過・今後の予定)

令和8年4月9日～5月8日 制限措置等案に関する意見聴取(水産課 HP)

- 〃 6月5日 福島海区漁業調整委員会に諮問・答申
- 〃 9月15日 制限措置等の告示(福島県報、水産課 HP)
- 〃 9月15日～10月15日 申請期間(1月)
- 〃 11月上旬 規則第9条の許可等をしない事案がある場合の海区委諮問
- 〃 11月下旬 許可証発給
- 〃 11月30日～ 許可の有効期間開始

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 11 号に掲げる小型定置漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 8 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

第 1 制限措置

1 漁業種類

小型定置漁業

2 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

3

3 操業区域

漁業権者の同意があった共同漁業権漁場及び身網の設置される場所の最深部が最大高潮時において水深 27 メートル未満の漁場であつて漁業調整及び公益上支障がないと判断される区域

4 漁業時期

(1) さけを対象とするとき 毎年 9 月 20 日から 11 月 15 日まで

(2) さけ以外を対象とするとき 周年

5 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者。法人にあつては、福島県に主たる事務所の住所を有すること。

第 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 9 月 15 日から同年 10 月 15 日まで

小型定置漁業の許可の基準（案）

令和 8 年 月 日
福島県農林水産部水産課

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号）第 11 条第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、次の優先順位に従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なお、優先順位を判断するために必要となる書類の追加提出の求めに期限内に応じない場合においては、順位 3 の最下位とする。

- 順位 1 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- 順位 2 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者から、この許可又は起業の認可を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- 順位 3 1 年のうちに沿岸漁業を営み又は従事する日数が多い者

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和24年法律第 267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和8年 月 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光

一 操業の承認

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深100メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数7トン未満とする。

三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

四 制限又は条件

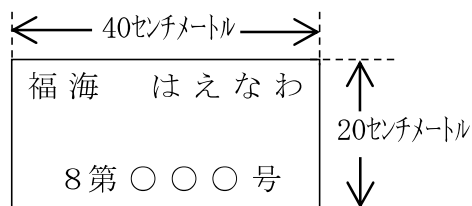
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯37度17分49秒以南の水深100メートルから水深300メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年10月1日から令和9年9月30日までとする。

冲天はえなわ漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年 : 昭和 60 年
 対象魚種 : マダラ
 承認海域 : 富岡川以南の沖合天然礁海域 (通称「冲天」)

【指示発動までの経過】

昭和 57 年 : 千葉県船 (外川港) の大挙来集、双葉地区漁業者の刺網による冲天漁場独占への苦情。
 昭和 58～59 年 : 茨城県 (川尻港) はえなわ船による冲天漁場独占への苦情。
 昭和 59 年 1 月 : 四倉～江名の漁業者による対県強訴。
 ➡ 3 年越し要望の他県船排除 (許可制移行) を強要。

【指示発動の理由】 (第 13 期第 2 回委員会 : 昭和 60 年 1 月 21 日)

- ・ はえなわ漁業は、隣の茨城県は (知事) 許可制なのに本県は自由漁業。この不平等に対する漁業者不満は根強い。
- ・ 県は対応として、当座の策として委員会指示の発動を提案し、以後は経過をみながら (知事許可移行で) 処置することと位置付けた。

【指示内容等の推移】

年月	対象船舶	操業期間	承認内容・条件等
S60. 1月 11月	3ト以上 ～7ト未満 3ト以上	2/1～ 翌1/31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 承認海域 ⇒ 富岡川河口正東線以南+水深100m以深 ・ 承認方針 ⇒ 県内外とも実際には承認を与えない。 ・ 県内実績船⇒ 勿来の1隻には内部で自粛を求める。
S62			<ul style="list-style-type: none"> ・ 請戸はえなわ船7隻が新規着業
H 1 1月 12月			<ul style="list-style-type: none"> ・ 承認方針 ⇒ 県外船は承認せず、県内実績船は黙認する。 ・ 県が調整会議で知事許可移行を提案 ⇒ 関係漁業者同意
H 2 1月		10/1～ 翌4/30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 承認方針 ⇒ 許可制実現まで県提案の指示内容で継続発動を合意 * 県内操業船：勿来3隻+請戸7隻
H 2 6月			<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事許可移行を前提とした指示内容で発動することを決定 承認枠 ⇒ 組合毎に定数を設けて承認付与 (勿来3 小浜1 小名浜3 江名町3 豊間1 沼之内1 四倉2 久之浜3) 計 17隻 承認海域 ⇒ ガス田以北は水深100m以深 ⇒ ガス田以南は水深350m以深
H 4 1月	7ト未満		<ul style="list-style-type: none"> 承認海域 ⇒ 富岡川河口～ガス田は水深100m以深 (相双地区) ⇒ ガス田以南は水深350m以深 (いわき地区) *いわき地区に「冲天利用協議会」発足、操業協定締結
H 6 1月			<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象漁業から「浮きはえなわ」を除外
H12 1月			<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、知事許可移行の不当性、現行指示の欠陥を強調
H16-17			<ul style="list-style-type: none"> ・ いわき市漁協主催の漁業者協議会を開催し指示改正を論議
H17			<ul style="list-style-type: none"> 承認方針 ⇒ 試験的に新規着業参入を実施 (参加実績： 四倉2隻+江名1隻)
H18 7月		10/1～ 翌3/31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者協議会で制限条件見直しを合意⇒禁止水深350m→300m (参加実績： 四倉2隻+江名1隻)
H20 2月			<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者協議会で現状内容継続を最終決定し、検討作業終了 (参加実績： 江名1隻)

表1 はえなわ漁業承認・操業実績

支所等	(操業隻数/承認隻数)										
	勿来	小浜	小名浜	江名町	豊間	沼之内	四倉	久之浜	いわき計	請戸	合計
H22	3/3	0	0	0	0	0	0/2	0/2	3/7	0/1	3/8
H23~26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27	1/3	0	0	0	0	0	0	0	1/3	0	1/3
H28、29	0/3	0	0	0	0	0	0	0	0/3	0	0/3
H30	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R1	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R2	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R3	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表2 いわき地区におけるはえなわ及び一本釣りによるマダラの漁獲実績

年	は え な わ (A)									一 本 釣 (B)			計(A+B)		
	勿 来 (ア)			勿来以外(イ)			いわき地区(ア+イ)			kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg
	kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg						
24	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-
25	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-
26	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-
27	747	-	-	0	-	-	747	-	-	0	-	-	747	-	-
28	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-
29	0	0	-	0	0	-	0	0	-	57	9	158	57	9	158
30	0	0	-	0	0	-	0	0	-	388	228	588	388	228	588
R1	0	0	-	0	0	-	0	0	-	85	73	859	85	73	859
R2	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
R3	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
R4	0	0	-	0	0	-	0	0	-	11	6	545	11	6	545
R5	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
R6	0	0	-	0	0	-	0	0	-	6	3	550	6	3	550
R7	0	0	-	0	0	-	0	0	-	5	2	434	5	2	434

*平成24年～令和3年3月は試験操業による実績

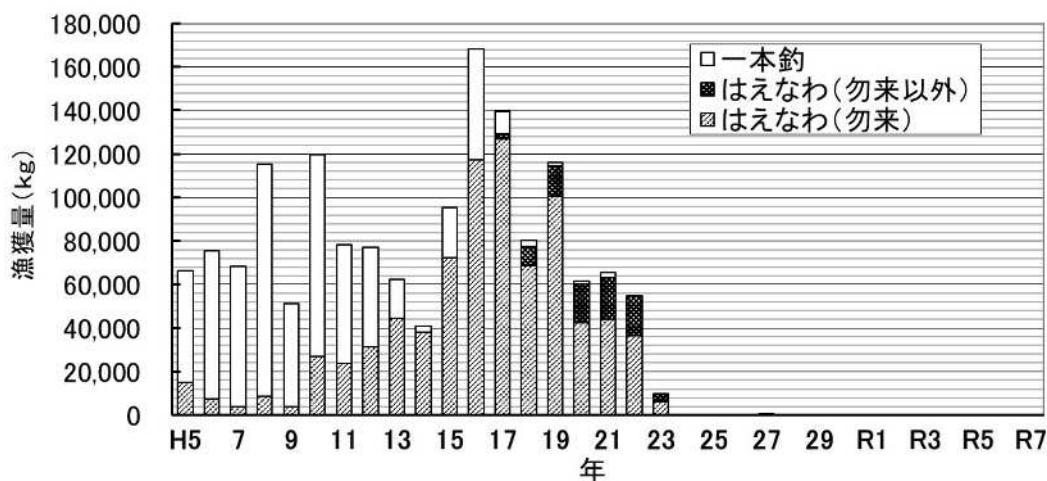


図1 いわき地区におけるはえなわ及び一本釣りによるマダラの漁獲実績

福島海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和8年 月 日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野智光

福島県漁業調整規則(令和2年福島県規則第68号)第41条の2第1号、2号、3号、4号及び第5号に規定する区域においては、令和8年10月15日から同年11月14日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。

河口付近はえなわ漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年 : 昭和56年
 対象魚種 : サケ（回帰親魚）
 対象海域 : 主要サケ増殖河川の海面の河口周辺

【指示発動までの経過】

- ・ 昭和49年に県の調整規則で河口付近の刺網漁業を禁止（45条の2）
- ・ 昭和55年に岩手県でサケはえなわが解禁、本県でも着業の動きが見られ、採卵親魚確保が危惧された。
- ・ 遡上数は漸増したものの未だに増大計画は達成できず、海面捕獲の更なる制限が必要とされた。

〈福島県漁業調整規則第45条の2＝河口付近の禁止区域〉

制 定：昭和49年
 発 端：本県サケ増殖団体からの要望（全沿岸域の沖合1kmをサケの禁止区域に設定）
 背 景：当時はサケ資源増大を目指した時期（沿岸漁業振興策）
 経 過：海区は諮問を受けて小委員会を設置し検討⇒現在の禁止区域で答申
 河口付近の禁止区域の南北距離は5km（請戸川北側の3kmは特例的距離）

【指示発動の理由】（第12期第7回委員会：昭和56年9月25日）

- ・ サケはえなわ漁業は全面的に禁止したいが、河口付近だけでも禁止を検討願いたい。
- ・ スズキはえなわ操業者にとっては死活問題との反対もあるが、（サケ資源増大の重要性に鑑み）指示発動を決議する。

【指示内容等の推移】

年度	禁止期間	禁止河口域
昭和56年度	10/15～11/14	真野川、新田川、請戸川、熊川、富岡川、井出川、木戸川、夏井川、鮫川の 9河川
平成17年度	〃	増殖事業を終了した鮫川を対象外（H13度：最終放流、H16度：最終回帰）
平成29年度	〃	震災以降増殖事業の中断を余儀なくされた請戸川、熊川、富岡川について、遡上保護が必要となるまで禁止区域を設定しない。
平成30年度	〃	増殖事業を再開したことから富岡川に禁止区域を設定。
令和2年度	〃	今後増殖事業の再開が見込まれることから、震災前と同様に鮫川を除く8河川を設定。
		福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）の制定において、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業における主要河川の河口周辺海域での一定期間の採捕禁止は、知事許可漁業の許可の条件として整理することが適当と判断し規則から削除。
令和3年度		操業実態として、対象となる刺し網漁業は漁業権に基づくものが多く、知事許可漁業と同様に制限する必要があることが判明したため、新規則の一部を改正し、さけ増殖事業が行われる主要河川の河口周辺海域で、一定期間刺し網漁業及び固定式刺し網漁業の操業を禁止する規定を加える。

表1 本県のサケ親魚の回帰状況

年度	採捕尾数(尾)			河川遡上率 (%)	4年前の稚 魚放流数 (千尾)	全体回帰率 (%)	河川回帰率 (%)
	海面 A	河川 B	合計 C	$B/C \times 100$	D	$C/D \times 100$	$B/D \times 100$
H15	149,780	175,299	325,079	53.9	49,950	0.65	0.35
H16	133,081	148,013	281,094	52.7	37,880	0.74	0.39
H17	125,327	219,183	344,510	63.6	49,638	0.69	0.44
H18	172,444	183,992	356,436	51.6	46,851	0.76	0.39
H19	169,817	286,457	456,274	62.8	42,925	1.06	0.67
H20	236,524	282,847	519,371	54.5	43,757	1.19	0.65
H21	206,945	225,983	432,928	52.2	43,318	1.00	0.52
H22	123,950	120,965	244,915	49.4	46,917	0.52	0.26
H23	0	57,563	57,563	100.0	53,304	0.11	0.11
H24	0	53,217	53,217	100.0	50,334	0.11	0.11
H25	0	37,206	37,206	100.0	47,392	0.08	0.08
H26	3,925	52,804	56,729	93.1	46,194	0.12	0.11
H27	5,815	72,604	78,419	92.5	8,845	0.73	0.82
H28	2,347	49,263	51,610	95.5	9,923	0.52	0.50
H29	1,451	32,244	33,695	95.7	9,164	0.37	0.35
H30	3,441	50,974	54,415	93.7	10,441	0.52	0.49
R1	290	2,662	2,952	90.2	8,220	0.04	0.03
R2	534	5,312	5,846	90.9	13,392	0.04	0.04
R3	28	1,403	1,431	98.0	10,510	0.01	0.01
R4	18	2,003	2,021	99.1	12,812	0.02	0.02
R5	2	378	380	99.5	1,124	0.03	0.03
R6	1	405	406	99.8	1,923	0.02	0.02
R7	3	100	103	97.1	1,183	0.01	0.01

註1) H26～H29年の「採捕尾数(海面)」は、いわき地区の試験操業(さし網)による。H29年の採捕尾数=水揚数量(kg)/H28の1尾あたりの平均体重で算出した。

註2) H23～H26年の「採捕尾数(河川)」は、阿武隈川、宇多川、真野川、新田川、夏井川の合計で、H27年に木戸川、H28年に小高川、H29年に富岡川が加わり、8河川の合計。

註3) H27～29年の4年前の「稚魚放流数」は、阿武隈川、宇多川、真野川、新田川、夏井川の5河川合計。

註4) H23年以降の「河川遡上率」、「全体回帰率」、「河川回帰率」は、ふ化放流事業、親魚の採捕が震災前とは大きく異なっていることから参考値として記載。

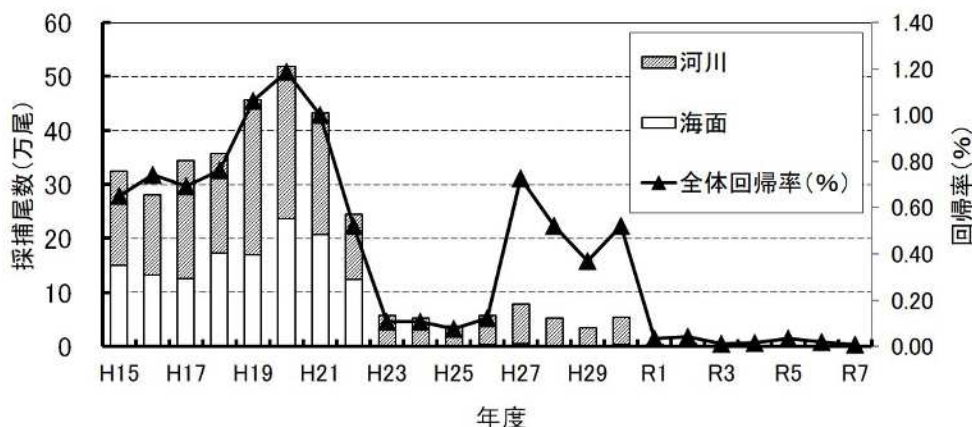
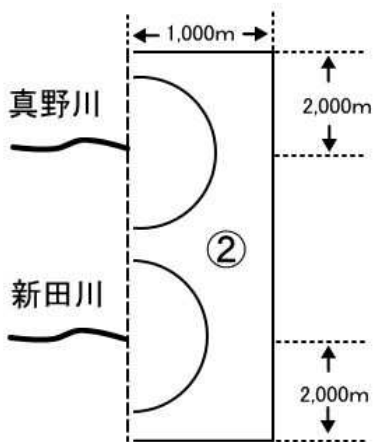


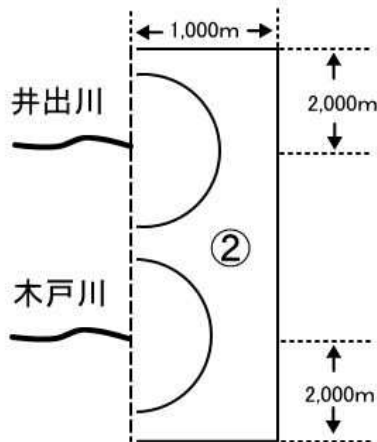
図1 本県のサケ親魚の採捕数と全体回帰率の推移

海区委員会指示による「河口付近のはえなわ漁業」禁止区域
概略図に示す②の区域

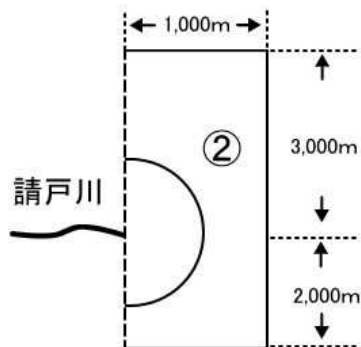
第41条の2第1号



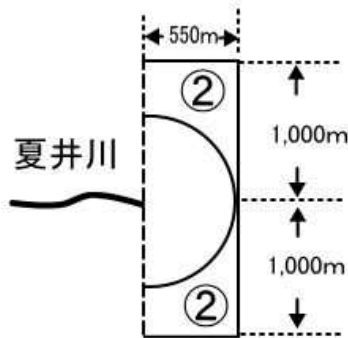
第41条の2第4号



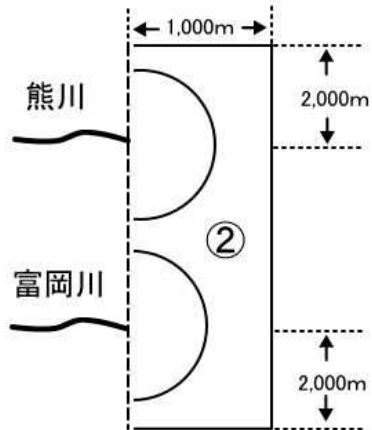
第41条の2第2号



第41条の2第5号



第41条の2第3号



(凡例)

【福島県漁業調整規則】

- ① 第41条 (半径 550m)
 - ・河口付近における採捕制限
 - ・毎年 9/1～翌年 5/31
- ② 第41条の2 (①との重複区域を除く)
 - ・刺し網及び固定式刺し網の禁止
 - ・毎年 10/15～11/14

今回の海区委員会指示による禁止区域
: ②と同じ区域

- ・ 小高川は、請戸川の補完的役割との位置付けから、禁止区域を設定しない（第13期第13回委員会 S62.8.25）。
- ・ 鮫川は、平成13年度を最後にサケ増殖事業が絶えており、遡上保護の必要性がなくなったため、禁止区域を設定しない（第18期第5回委員会 H17.7.28）。

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面における小型定置の保護区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和8年 月 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光

一 保護区域

小型定置の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保 護 区 域
小型定置（第2種共同漁業権及び福島県漁業調整規則第4条第1項第11号により営むもの）	網漁具張り立ての位置から、前面500メートル、後面500メートル及び沖面500メートルの連絡線によって囲まれた区域

二 漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、機船船びき網漁業、かご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年9月1日から令和9年8月31日までとする。

定置・小型定置漁業の保護区域 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和27年5月（定置）、昭和37年6月（小型定置）

対象魚種：サケ等（小型定置）

保護区域：小型定置網漁具張り立ての位置から、前面500メートル、後面500メートル及び
沖面500メートルの連絡線によって囲まれた区域

【指示発動の経過等】

〈1-15石城郡委員会：S26. 11. 5〉

- ・定置網の張り立ての位置から前面、後面、沖合 750mを保護区域とし、免許後適宜指示をなすことに決定した。

〈1-19石城郡委員会：S27. 5. 26〉

- ・第 15 回委員会において決定した、委員会指示の原案を諮り、異議無く決定した。

〈陳情：S27. 5. 26〉

- ・昭和32年5月7日付けで、県定置網漁業協会長から海区委員会に対して県の流し網許可方針に反対する旨の陳情がなされた。陳情の趣旨は以下のとおり。

- ・ブリやメジマグロ等の回遊魚の来遊はそもそも不安定なうえ、近年の沖合漁業の発達も手伝ってこれら魚種に依存する定置の衰退は著しい。

- ・かつて40カ統を誇り県内総漁獲高の約2割を占めた本県定置網だが、最近では10カ統にまで減少した。さらに大型船への流し網が許可されるなら、定置漁業は壊滅を余儀なくされる恐れあり。

〈4-7委員会：S32. 5. 11〉

- ・大型船への流し網漁業許可の流れに対し、大型定置に認められている周辺保護区設定の権利を明確にすべく、委員会指示の発動を決定した。

- * 東日本大震災後は小型定置漁業の知事許可の申請が無かったことから、平成29年度に見直しで、以降、指示の発動を行わないこととしたが、令和2年11月に相馬双葉漁業協同組合から申請があり、2件（磯部、鹿島）の許可を行った。

【指示内容等の推移】

年月	内容等の変更・追加	背景・経緯
S27. 5	(大型定置保護区指示発動) 禁止区域：網建て位置の前後沖側各750m	・石定第1号・2号に対する石城郡海区 漁業調整委員会指示第1号(S27. 5. 27)の 記録あり。
S32. 5	(大型定置保護区指示発動) 禁止区域：網建て位置の前後沖側各1,000m	
S37. 6	(小型定置保護区指示発動) 禁止区域：網建て位置の前後沖側各500m 対 象：県内一円の9ヵ統 有効期間：網張りの都度(1年以内=春秋?)	・S36. 9に県定置網漁業協会長名で小型 定置への保護区設定の陳情あり。 ・県の考え方の整理、業界の合意形成を 前提にした承認方向の確認
S39. 7	(大型定置保護区指示発動) 対 象：4ヵ統全て(勿来~久之浜) 有効期間：5年間	・大型定置保護区指示発動の陳情あり。
S40. 12	(小型定置保護区指示発動) 対 象：県内一円の16ヵ統(勿来~鹿島)	・小型定置保護区指示発動の陳情あり。
S48. 9	(大型定置と小型定置の指示を一本化) 禁止区域：それぞれの規定を継続 有効期間：5年間	
S53. 7	有効期間：1年間	・前回からの経過は不明
S63. 7	有効期間：5年間に再変更 対 象：サケ試験定置は除く	・全国の趨勢や漁業権切替期間に合わせた 措置←若干の委員反発もあり
H15. 7	(大型定置を対象から削除) 対象漁業：小型定置(さけ角網漁業を含む) 有効期間：1年間に再々変更 禁止区域：小型定置の規定を継続	

令和8年度通常総会（第62回）議案

令和8年5月15日（金）

東京都港区 ホテルアジュール竹芝

全国海区漁業調整委員会連合会

令和8年度通常総会次第

1 開 会

2 会 長 挨拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 長 選 出

5 議 事

第1号議案 令和7年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和8年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロの資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 漁業法改正後の制度運用について

VI 外国漁船問題等について

VII 海洋性レジャーとの調整等について

第4号議案 次期通常総会の開催地について

6 報 告

7 表 彰

8 閉 会

目 次

○ 議案関係

第1号議案	令和7年度事業報告書	1
	令和7年度収支決算書	6
	令和7年度剰余金処分(案)	8
第2号議案	令和8年度事業計画書(案)	10
	令和8年度収支予算書(案)	12
第3号議案	協議事項(中央要望活動)	14
	Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について	19
	Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について	20
	Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について	21
	Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について	25
	Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について	28
	Ⅵ 外国漁船問題等について	31
	Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について	35
第4号議案	次期通常総会の開催地について	39

○ 表彰関係	40
--------	----

○ 資 料

1	全国海区漁業調整委員会連合会会則	41
2	海区漁業調整委員会委員の表彰要領	45
3	全国海区漁業調整委員会連合会事務局職員ほう賞要綱	47
4	第18期前期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧	48
5	会員(関係海区漁業調整委員会)	49

総会に対する理事の提出書

令和8年度通常総会における議案を以下のとおり提案いたします。

第1号議案 令和7年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和8年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

第4号議案 次期通常総会の開催地について

令和8年5月15日

全国海区漁業調整委員会連合会 理事一同

第 1 号 議 案

令和7年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

I 令和7年度事業報告書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1 主たる事業

年月日	会議等の概要
令和7年4月8日	総会出席依頼 (全漁連、水産庁、衆・参農林水産委員会委員長)
令和7年4月18日	決算監事監査(書面)
令和7年5月12 ～13日	第177回理事会、第61回通常総会(山口県山口市) 現地視察
令和7年7月17～18日	事務局長会議(秋田県秋田市)
令和7年7月23日	中央要望活動(会長・副会長会議、第178回理事会) 水産庁、海上保安庁、国土交通省海事局、外務省、 衆・参農林水産委員会委員長)
令和7年10月20～21日	東日本ブロック会議(三重県津市)
令和7年10月23～24日	日本海ブロック会議(島根県松江市)
令和7年10月30～31日	九州ブロック会議(大分県大分市)
令和7年11月6～7日	西日本ブロック会議(高知県高知市)
令和7年11月18 ～19日	海区漁業調整委員会事務局職員研修会(全漁調連主催) 都道府県漁業調整担当者会議(水産庁主催)(鳥取県)
令和7年12月18日	会長・副会長会議(東京都、水産庁中央会議室)
令和8年2月5日	事務局幹事会(東京都、都道府県会館)
令和8年3月16日	中間監事監査、表彰選考委員会、第179回理事会 (東京都、アジュール竹芝)

2 主な事業の実施結果

(1) 総会

令和8年度通常総会（第62回）（令和8年5月15日・東京都）

議 事

第1号議案 令和7年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

原案のとおり承認した。

第2号議案 令和7年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

原案のとおり承認した。

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロ資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 漁業法改正後の制度運用について

VI 外国漁船問題等について

VII 海洋性レジャーとの調整等について

以上の7項目について、原案のとおり承認した。

第4号議案 次期総会の開催地について

令和9年度通常総会を東京都で開催することを決定した。

(2) 理事会

① 第177回（令和7年5月12日・山口県）

通常総会（第61回）に提出する協議事項、事業計画書案等について、審議を行った。

② 第178回（令和7年7月23日・東京都）

水産庁への要望活動と併せて理事会を開催し、回答内容について水産庁管理調整課長及び担当者との意見交換を行った。

③ 第179回（令和8年3月16日・東京都）

令和7年度事業の実施状況、各ブロック会議からの提案事項等を踏まえ、次年度通常総会（第62回）に提出する協議事項、事業計画書案等について審議を行った。

(3) 会長・副会長会議

① 令和7年度第1回（令和7年7月23日・東京都）

関係省庁及び関係国会議員に対する要望内容について確認を行った。

② 令和7年度第2回（令和7年12月18日・東京都）

各ブロック会議からの提案事項を踏まえて翌年度要望内容を審議するとともに、要望の取りまとめ方法の見直しについて意見交換を行った。

(4) 要望活動（令和7年7月23日・東京都）

総会決議事項（第3号議案「協議事項」）について、関係省庁（水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び衆・参両議院農林水産委員会委員長への要望活動を実施した。

(5) ブロック会議

令和7年10月～11月の間、4つのブロック会議を開催し、各海区からの提出事項等について審議を行った。

① 東日本ブロック会議（令和7年10月20～21日・津市）

報告事項 令和7年度要望活動の結果について

議事ア 令和8年度要望事項について

イ 次期開催海区について（R8北海道）

ブロック内照会事項 「海洋異変と漁業権漁場について」

講演 「海区漁業調整委員会の権限と役割」水産庁管理調整課

視察 ・鳥羽水族館

講演①「志摩半島 海女漁の実情について」

鳥羽市立海の博物館館長

講演②「三重県沿岸の漁場環境の変化と水産資源への影響」

三重大学 松田教授

・内宮前おはらい町、おかげ横丁

② 日本海ブロック会議（令和7年10月23～24日・松江市）

報告事項 令和7年度要望活動の結果について

議事ア 令和8年度要望事項について

イ 次期開催海区について（R8秋田）

講演 「アカムツの機動的禁漁区（e-MPA）について」

島根県水産技術センター

視察 宍道湖自然館ゴビウス、宍道湖グリーンパーク

③ 九州ブロック会議（令和7年10月30～31日・大分市）

報告事項 令和7年度要望活動の結果について

議事ア 令和8年度要望事項について

イ 次期開催海区について（R8鹿児島）

講演 「九州・山口県沖における外国船取締活動の概況」

水産庁九州漁業調整事務所

視察 大分県漁業公社

④ 西日本ブロック会議（令和7年11月6～7日・高知市）

報告事項 令和7年度要望活動の結果について

議事ア 令和8年度要望事項について

イ 次期開催海区について（R8香川）

情報交換 「外国人労働者への遊漁指導について」

「タコ釣りの漁場利用調整について」

視察 久礼津波避難タワー、漁業体験施設「わかしや」

（6）海区漁業調整委員会事務局職員研修会（令和7年11月18日・鳥取市）

令和7年度事務局職員研修会を開催し、事務局職員の見識を深めた。

ア 講義

「海区漁業調整委員会の権限と役割」水産庁管理調整課

「遊漁と漁業の調整について」水産庁管理調整課

イ 各海区の事例紹介

・「北海道網走海区における漁業と遊漁の調整について」
東日本ブロック（北海道）

・「京都府漁場利用協定について」 日本海ブロック（京都）

・「香川県におけるイイダコ資源保護の取組みについて」
西日本ブロック（香川）

・「委員会指示等によるアサリ採捕制限の取組みについて」
九州ブロック（熊本）

（7）事務局長会議（令和7年7月17～18日・秋田市）

議事ア 令和7年度全漁調連事業計画について

イ 令和7年度全漁調連事務局職員研修会テーマについて

ウ ブロック会議の計画・運営について

エ 全漁調連諸会議の実施状況と令和8～12年度の開催計画について

オ 海区漁業調整委員会の運営について（令和6年度）

視察 秋田県水産振興センター

(8) 委員・職員名簿、委員会指示集及び会報の発行

以下の冊子等を作成し、各海区漁業調整委員会ほか関係機関に配布した。

- ①「海区漁業調整委員会委員・職員名簿」令和7年7月
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（青森県東部海区）
- ②「海区漁業調整委員会指示集（令和6年度版）」令和7年7月
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（福岡県連合海区）
- ③「全国海区漁業調整委員会連合会会報第153号」令和8年3月
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（山口県日本海海区）

Ⅱ 令和7年度収支決算書

1 収入の部 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:円)

科 目	収入予定 (A)	収入実績 (B)	比較増減 (B - A)	備 考
会 費	6,480,000	6,480,000	0	会員40都道府県のうち石川県を免除
繰入金	0	0	0	
雑収入	16,826	15,957	△ 869	預金利息、徽章代
繰越金	7,131,429	7,131,429	0	
計	13,628,255	13,627,386	△ 869	

石川県は能登半島地震の特例措置として会費免除

(参考)会費内訳 38 都府県 × 160 千円 = 6,080 千円

北海道 × 400 千円 = 400 千円

計 6,480 千円

2 支出の部

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:円)

科目	本年度予算額 (A)	執行額 (B)	比較増減 (B-A)	備考
(1) 総務費	577,000	483,246	△ 93,754	
旅費	180,000	268,024	88,024	
消耗品費	80,000	15,276	△ 64,724	
印刷製本費	150,000	48,942	△ 101,058	会報誌印刷費等
通信運搬費	120,000	113,224	△ 6,776	郵便代、振込手数料等
会議費	0	0	0	
連絡調整費	0	0	0	
人件費	0	0	0	
使用料・賃借料	0	0	0	
負担金	37,000	37,000	0	全国漁場環境保全対策協議会
慶弔費	10,000	780	△ 9,220	
(2) 事務局長会議費	650,000	525,238	△ 124,762	開催地:秋田県
旅費	200,000	207,480	7,480	事務局旅費
会議費	450,000	317,758	△ 132,242	担当海区経費
(3) ブロック会議費	3,300,000	2,529,302	△ 770,698	開催地:三重県、島根県、大分県、高知県
旅費	600,000	483,974	△ 116,026	担当副会長・事務局
会議費	2,700,000	2,045,328	△ 654,672	担当海区経費 (各海区予算675千円)
(4) 研修会費	850,000	370,933	△ 479,067	開催地:鳥取県
旅費	400,000	217,983	△ 182,017	発表者旅費精算払
研修会費	450,000	152,950	△ 297,050	担当海区経費精算払
(5) 役員会費	1,980,000	1,702,592	△ 277,408	理事会・正副会長会議・幹事会
旅費	1,530,000	1,128,341	△ 401,659	役員・事務局
会議費	450,000	574,251	124,251	理事会資料印刷代
(6) 総会費	1,820,000	1,505,957	△ 314,043	5月:山口県
旅費	270,000	631,563	361,563	会長・事務局
消耗品費	500,000	61,390	△ 438,610	受賞者記念品代等
印刷製本費	150,000	101,251	△ 48,749	議案書印刷費
会議費	900,000	711,753	△ 188,247	会場使用料等
(7) 活動対策費	750,000	893,748	143,748	要望活動
旅費	700,000	854,244	154,244	役員・事務局
活動対策費	50,000	39,504	△ 10,496	要望書印刷費等
企画費	0	0	0	
(8) 予備費	3,701,255	0	△ 3,701,255	
計	13,628,255	8,011,016	△ 5,617,239	
予算額のうち予備費を除いた金額		執行済額	予備費を除いた額に占める執行額の割合	
	9,927,000	8,011,016	80.7%	

Ⅲ 令和7年度剰余金処分(案)

1 当期末処分剰余金

本年度収入額	13,627,386 円
--------	--------------

本年度支出額	8,011,016 円
--------	-------------

差引(未処分剰余金)	5,616,370 円
------------	-------------

2 剰余金処分(案)

次年度繰越金	5,616,370 円
--------	-------------

監 事 の 意 見 書

令和8年4月13日に会長から提出された令和7年度事業報告書、
収支決算書の各事項並びに関係帳簿、証憑書類を監査したところ、そ
の内容は適正なものと認めます。

令和8年5月15日

全国海区漁業調整委員会連合会

監 事 阿 部 国 雄

監 事 櫻 本 和 美

監 事 阿久根 金 也

第 2 号 議 案

令和 8 年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

I 令和8年度事業計画書（案）

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指した水産政策の改革の実施により、資源管理、海面利用制度、密漁対策が強化され、流通の適正化が取り組まれている。

全国40都道府県の72海区漁業調整委員会で構成される本連合会は、漁業法第一条に掲げる「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」を目的として、水産業の発展に寄与するため令和8年度に次の事業を実施するものとする。

1 総会の開催（令和8年5月15日：東京都）

通常総会を開催し、令和8年度事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択する。

（1）通常総会

第1号議案 令和7年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和8年度事業計画書案及び収支予算書案について

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

第4号議案 次期通常総会の開催地について

その他

（2）表彰

① 委員表彰

② 事務局職員ほう賞

2 理事会等の開催（理事会：令和8年5月15日、7月、令和9年3月）

（会長・副会長会議：令和8年5月15日、7月、12月）

当連合会の運営及び漁業調整問題、各ブロック会議における各種決議事項等について、審議、検討を行うとともに、総会決議に基づく要望事項について関係省庁等と協議又は要望を行う。

また、総会に付議する事項について審議、決定する。

3 ブロック会議（令和8年10～11月）

海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討する。

また海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築する。

令和8年度ブロック会議の開催予定

- 東日本ブロック … 北海道
- 日本海ブロック … 秋田県
- 西日本ブロック … 香川県
- 九州ブロック … 鹿児島県

4 事務局職員研修会（令和8年10月 岩手県）

海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上に資するため、漁業をとりまく諸情勢や漁業調整問題等に関する研修会を開催する。

※ 水産庁が主催する「都道府県漁業調整担当者会議」と併催

5 事務局長会議（令和8年7月 滋賀県）

海区漁業調整委員会及び全国海区漁業調整委員会連合会の運営の円滑化を図るため、実務等諸問題について協議、検討する。

6 漁業調整活動対策

各海区より提案があった事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望し、漁業調整を取り巻く諸問題の改善を図る。

また、漁業系統団体等から構成される「全国漁場環境保全対策協議会」の会員として、漁場環境保全のための活動に努める。

その他、当連合会の事業を効果的かつ円滑に推進するため、関係省庁・関係機関等との協議、調整を行う。

7 会報等の発行

各海区における実務等の参考とするため、下記の冊子等を発行する。

- (1) 「会報」を年1回以上発行し、会員への情報提供を行う。
- (2) 「海区漁業調整委員会指示集（令和7年度版）」を発行し、会員の実務の参考に資する。
- (3) 海区漁業調整委員会の組織現況の把握、会員間連絡等に供するため、「海区漁業調整委員会委員・事務局職員名簿」を発行する。
- (4) その他、必要に応じて漁業調整委員会事務局に関する資料を編纂、発行し、会員の実務の参考に資する。

Ⅱ 令和8年度収支予算書（案）

1 収入の部（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前期予算額	比較増減	備 考
会 費	6,640,000	6,480,000	160,000	会員40都道府県
繰 入 金	0	0	0	
雑 収 入	15,957	16,826	△ 869	預金利子、徽章代
繰 越 金	5,616,370	7,131,429	△ 1,515,059	
計	12,272,327	13,628,255	△ 1,355,928	

(参考)会費内訳	39 都府県 × 160 千円 =	6,240 千円
	北海道 × 400 千円 =	400 千円
	計	6,640 千円

※会費の特例措置について

石川海区については、令和6年1月1日発生の「能登半島地震」が激甚災害に指定されたことを受けて、東日本大震災の会費免除の事例に倣って2年間（令和6～7年度）会費を免除していたが、令和8年度から通常どおり徴収する。

2 支出の部（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

（単位：円）

科目	令和8年度予算額	令和7年度予算額	増減	備考
(1) 総務費	577,000	577,000	0	
旅費	180,000	180,000	0	総会打合せに係る旅費
消耗品費	80,000	80,000	0	会議用機器等
印刷製本費	150,000	150,000	0	会報誌等印刷費
通信運搬費	120,000	120,000	0	郵便代、運送料、振込手数料等
会議費	0	0	0	
連絡調整費	0	0	0	
人件費	0	0	0	
使用料・賃借料	0	0	0	
負担金	37,000	37,000	0	全国漁場環境保全対策協議会
慶弔費	10,000	10,000	0	全内漁管漁総会祝電代
(2) 事務局長会議費	650,000	650,000	0	開催地：滋賀
旅費	200,000	200,000	0	事務局旅費
会議費	450,000	450,000	0	会場使用料等
(3) ブロック会議費	3,300,000	3,300,000	0	開催地：北海道、鹿児島、秋田、香川
旅費	600,000	600,000	0	担当副会長・事務局
会議費	2,700,000	2,700,000	0	担当海区経費 4ブロック×675千円
(4) 研修会費	850,000	850,000	0	開催地：岩手
旅費	400,000	400,000	0	発表者・事務局
研修会費	450,000	450,000	0	会場使用料等
(5) 役員会費	1,980,000	1,980,000	0	理事会・正副会長会議・幹事会
旅費	1,530,000	1,530,000	0	役員・事務局
会議費	450,000	450,000	0	会場使用料等
(6) 総会費	1,570,000	1,820,000	△ 250,000	5月：東京都
旅費	270,000	270,000	0	会長、事務局
消耗品費	350,000	500,000	△ 150,000	受賞者記念品代等
印刷製本費	150,000	150,000	0	議案書印刷費
会議費	800,000	900,000	△ 100,000	会場使用料等
(7) 活動対策費	950,000	750,000	200,000	要望活動
旅費	900,000	700,000	200,000	役員・事務局
活動対策費	50,000	50,000	0	要望書印刷費等
(8) 予備費	2,395,327	3,701,255	△ 1,305,928	
計	12,272,327	13,628,255	△ 1,355,928	

第 3 号 議 案

協議事項（中央要望活動）

令和 8 年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロの資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

要 望 書

令和 8 年 5 月

全国海区漁業調整委員会連合会

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後5年が経過した現在、漁業権漁場の活用、特定水産資源の許可、新たなTAC制度による資源管理や対象魚種拡大の動きなど制度改正の影響が発現し、水産業の成長産業化に向けた様々な検討が進められているところです。

このような状況下、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性が増しており、引き続き十分に機能を発揮することが求められています。

沿岸漁場では、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反が後を絶たず、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁の防止と漁業秩序維持のため、違法操業の取締強化や「密漁もの」の流通防止対策が強く求められています。

太平洋クロマグロについては、厳格な漁獲可能量管理により、様々な課題、混乱が生じている一方、これまでの取組により、資源の回復がみられています。漁業者が将来にわたり資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定を図ることができるよう、資源の適正利用、漁業種類ごとの管理手法の確立、支援措置の充実及び遊漁者への指導が不可欠です。

また、沿岸資源を持続的かつ公平に利用できるよう、沿岸漁業と沖合漁業の調整、海洋環境の変化への対応、外国漁船による公海での大量漁獲の影響評価などが必要となっています。

さらに、TAC候補魚種の追加が進む中、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体、行政・研究機関との情報交換や情報共有、資源管理手法の検討等、解決すべき課題が残されているうえに、

現行TAC魚種についても資源変動への柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法の検討・検証が求められています。

外国漁船問題は、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。加えて、北朝鮮によるミサイル発射が続いており、海で操業する全ての漁業者とその家族は、強い不安を抱くとともに、強い憤りを感じています。

海洋性レジャーは、利用者の増加と利用形態の多様化により、漁業との摩擦が各地で生じていることから、その解消に向け、遊漁者やプレジャーボート等利用者等との海面利用の調整及び管理のあり方について、これまで以上に検討していく必要があります。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和8年5月15日の第62回通常総会において、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全会一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年5月15日

全国海区漁業調整委員会連合会
会長 中島 均

目 次

I 海区漁業調整委員会制度について	19
1 海区漁業調整委員会制度の堅持	
2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	
3 海区漁業調整委員の資質向上について	
II 沿岸漁場の秩序維持について	20
1 違法操業の取締強化等	
2 「密漁もの」の流通防止	
III 太平洋クロマグロ資源管理について	21
1 クロマグロ資源の適正利用	
2 定置網漁業等における管理手法の確立及び支援措置	
3 遊漁者等の操業自粛措置	
IV 沿岸資源の適正な利用について	25
1 沿岸漁業と沖合漁業の調整	
2 沖合漁業の操業秩序の確立	
3 マサバ太平洋系群の適正利用	
4 カツオ資源の適正利用	
5 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用	
6 海上大規模開発事業の関係者説明	
V 漁業法改正後の制度運用について	28
1 改正漁業法施行後の事務の円滑化	
2 新たな資源管理措置等	
VI 外国漁船問題等について	31
1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定	
2 漁業協定見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理	
3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保	
4 投棄漁具等による被害の救済	
VII 海洋性レジャーとの調整等について	35
1 遊漁と漁業の調整	
2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁具被害の防止	
3 ミニボート等による危険行為の防止	

第 4 号 議 案

次期通常総会の開催地について

次期通常総会の開催地について

令和9年度通常総会（第63回）を東京都で開催する。

報告事項

- (1) 要望書のとりまとめについて(令和9年度要望に向けて)
- (2) 全漁調連の今後の予算等について



各海区漁業調整委員会事務局長 様

報告事項 イ

連 海 第 6 号
令和8年(2026年)4月27日

北海道連合漁業調整委員会事務局長
(ブロック開催担当海区事務局長)

令和9年度国要望「たたき台」に係る検討について(依頼)

このことについて、令和8年(2026年)4月17日付け8全漁調連第4号で、令和9年度要望「たたき台」などの送付があったところです。

ついては、令和9年度国要望「たたき台」についての検討を依頼しますので、期日までに様式1及び3にとりまとめ、担当者あてに提出をお願いいたします。

なお、検討にあたっては、「要望事項とりまとめの留意点について」を参考にしてください。
ご多忙中のところ恐縮ですが、よろしくをお願いいたします。

記

1 送付資料

- (1) R9 要望取りまとめ記載要領
- (2) 「要望事項とりまとめの留意点について(平成19年6月29日全漁調連会長)」
- (3) 様式1 令和9年度全漁調連要望(たたき台)に係る要望項目 星取表(今回提出)
- (4) 様式2 令和9年度全漁調連要望に係る【新規】要望項目 星取表
- (5) 様式3 令和9年度全漁調連要望(たたき台)に係る内容変更、削除など一覧(今回提出)
- (6) 参考：令和9年度総会に向けた要望事項について(とりまとめ案)
- (7) 今後のスケジュール(案)

2 依頼事項(「令和8年(2026年)4月17日付け8全漁調連第4号」抜粋)

- (1) 各海区においては、「たたき台」を基に令和9年度要望案を検討すること。
- (2) 修正、追加又は削除を要すると考える項目がある場合は、その理由を付して各ブロックに提出すること。
- (3) 各ブロックにおいては、各海区からの提出内容を踏まえ、令和9年度要望として取りまとめること。
- (4) 令和8年度要望に係る国への要望結果については、後日、事務局からあらためて示す予定であることから、その内容も踏まえ、必要に応じて整理・修正すること。
 - 各ブロック会議の開催及び要望の取りまとめに関する具体的な連絡等については、追って、ブロック開催担当海区から連絡される予定であること。

3 提出期限

令和8年7月17日(金)メールでの提出をお願いします。

以上

北海道連合海区漁業調整委員会事務局
担当：澤田(6月から西田が加わります。)
TEL：011-204-5482 FAX：011-232-1095
E-mail：sawada.kazuaki@pref.hokkaido.lg.jp
(nishida.itaru@pref.hokkaido.lg.jp)

参 考 資 料

「 要望事項とりまとめの留意点について 」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いいたします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に則したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

「平成18年12月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針」

- ① 要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連したものに絞り込む
→ 「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。
- ② 有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。
(有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。)
- ③ 外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。

今後のスケジュール（案）

太字、斜体はR9要望東日本BLとりまとめ

朱書きは昨年実績 4月24日現在

区分	全国海区漁業調整委員会連合会		備考
	R 8 年度東日本ブロック会議（札幌市）		
4月 上旬 中旬 下旬		4月20日 R9要望書たたき台（受） 4月27日 R9要望書東BLとりまとめ依頼	
5月 上旬 中旬 下旬	5月15日 理事会・通常総会(東京都)	5月25日 頃 開催案内事前通知(道→関係海区)	
6月 上旬 中旬 下旬	6月6日 東日本BL 開催案内事前通知(発)		
7月 上旬 中旬 下旬	7月17日 事務局長会議(滋賀県) 7月23日 理事会(東京都)	7月17日 R9要望書東BLとりまとめ期限 7月24日 新規項目を全漁調連、関係海区へ連絡	
8月 上旬 中旬 下旬		8月7日 R9要望書BL第2回照会 R 8 要望活動結果の通知(受) 8月31日 R9要望書東BL第2回とりまとめ	
9月 上旬 中旬 下旬	9月4日 R 7 要望活動結果の通知(受) 9月24日 開催正式通知 9月30日 R9要望内容送付(三重県→全漁調連)	9月7日 頃 開催正式通知 9月11日 頃 R9要望書東BL(案)確定 9月18日 R9要望内容送付(道→全漁調連) 9月30日 会議資料の製本依頼(道)	
10月 上旬 中旬 下旬	10月8日 東日本BL 会議資料の製本依頼(三重県) 10月20日 東日本ブロック会議(三重県) 10月23日 日本海ブロック会議(島根県)	10月14日 ブロック会議・懇親会 10月15日 視察研修	

要望書のとりまとめについて(令和9年度要望に向けて)

令和8年(2026年)4月
全漁調連事務局

【R8.3 第179 回理事会資料を一部修正】

1 趣旨

- 近年、国への要望書は、項目数が増加し、類似項目の重複などにより構成が複雑になっている。
- このため、簡潔で整理された要望書とする観点から、令和9年度要望に向けて、要望書の構成ととりまとめ方法の見直しを進める。

2 主な課題(現状認識)

(1) 要望項目の増加と重複

- 項目数の増加※や類似内容の重複等により、分かりにくい構成となっている。
※ H26(大項目5、総項目38)→R7(大項目7、総項目62)

(2) 全漁調連要望としての妥当性

- 要望内容が多岐にわたるため、全漁調連として取り上げる範囲を改めて整理する必要がある。

(3) ブロック段階での整理不足

- ブロック内で同趣旨の要望が十分に一本化されないまま、ブロックから提案される事例が見られる。

3 見直しの方向性

(1) 要望書の再構築、内容の整理

- 大項目と下位項目を点検し、要望内容を見直すとともに、重複や並立が生じないよう組み替える。

《大項目：7項目→6項目》

現行分類	新分類案
I 海区漁業調整委員会制度について	I 海区漁業調整委員会制度について
II 沿岸漁場の秩序維持について	II 沿岸漁場の秩序維持について
III 太平洋クロマグロ資源管理について	III 沿岸漁業と沖合漁業の調整について
IV 沿岸資源の適正な利用について	IV 沿岸資源の適正な利用について
V 漁業法改正後の制度運用について	V 外国漁船問題等について
VI 外国漁船問題等について	VI 海面利用をめぐる調整について
VII 海洋レジャーとの調整について	

(2) ブロック会議での一本化の徹底

- 同趣旨の要望はブロック会議で一度整理し、可能な限り一本化したうえで提案する運用を徹底する。

4 今後の流れ

(1) 令和9年度要望を検討するための「たたき台」の作成

- 現行要望(令和8年度要望書(案))を点検し、全体構成や要望項目を整理した「たたき台」を全漁調連事務局で作成する。

(2) ブロック会議での要望取りまとめ

- 各海区は、「たたき台」を基に、令和9年度要望内容を検討したうえで、ブロックへ提出する。
- 各海区からの要望は、ブロック会議で審議し、同趣旨の内容は一本化するなどし、ブロックの要望を取りまとめる。

(3) 全漁調連事務局による取りまとめ、要望書(案)の作成

- 全漁調連事務局は、各ブロックからの要望を取りまとめ、必要に応じ関係先と調整し、令和9年度要望書(案)を作成する。

《スケジュール》

時期	内容
～R8.4	全漁調連事務局で「たたき台」を作成
R8.4～	「たたき台」を各海区へ配布、R9要望を検討 ※各海区の検討時間を確保する観点から、作業は前倒し
R8.5	【総会】 → R9要望の取りまとめの方向性について報告
R8.7	【R8国要望活動】 要望活動終了後、国回答を各海区へ展開
R8.10～11	【ブロック会議】 → R9要望取りまとめ
R8.11～	全漁調連事務局がR9要望書(案)を作成
R8.12	【会長・副会長会議】 → R9要望書(案)協議
R9.2	【事務局幹事会】 → R9要望書(案)協議
R9.3	【理事会】 → R9要望書(案)確定
R9.5	【総会】 → R9要望書決議

令和9年度要望「たたき台」

令和8年(2026年)4月
全漁調連事務局

赤字 : 事務局案※

赤字 : 事務局幹事会(R8.2)後、幹事会海区事務局の意見を踏まえ修正した箇所

赤字 : 理事会(R8.3)において、R8要望(案)に対する意見を踏まえ修正した箇所

■ : R8要望(案)における旧分類の項目

※ 「前文」については、R8要望(案)を参考に、R9要望たたき台で再編した項目内容を踏まえ、事務局で作成

冒頭前文

令和2年12月、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の持続的な利用の確保を基本に、資源管理の強化、水面の総合的な利用、密漁対策の強化など、水産政策をめぐる制度運用は大きく変化してきました。

また、令和4年3月に閣議決定された水産基本計画では、「海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」、「増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現」、「地域を支える漁村の活性化の推進」を柱として、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。

このような状況の下、地域の実情に即した漁業調整を担ってきた海区漁業調整委員会は、各種水産施策を現場で具体化していく上で、その役割の重要性が一層高まっており、引き続き十分に機能を発揮していくことが求められています。

沿岸漁場においては、違法操業や密漁が依然として後を絶たず、流通段階も含めた「密漁もの」の排除と一体となった取締りの強化により、漁業秩序の維持を図る必要があります。

また、沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業は、同一の水域や資源を利用する関係にあることから、操業秩序の確保を前提に、漁場利用や資源利用をめぐる調整を進め、相互理解の下で共存共栄を図っていくことが重要です。

さらに、沿岸資源を持続的かつ適正に利用していくためには、資源評価の精度向上、漁獲実態の的確な把握、漁業者が取り組んできた自主的な資源管理の適切な評価、漁業実態に即した柔軟な制度運用を進める必要があります。そのためには、行政・研究機関と漁業者・関係団体との情報交換や情報共有を十分に図りながら、資源管理の実効性を高めていかなければなりません。一方で太平洋クロマグロをはじめとす

る広域資源や、マサバ、カツオ、サンマ等の沿岸重要資源の管理においては、国際的な資源管理との整合を踏まえた適切な対応が求められています。

また、我が国周辺水域をめぐっては、近隣諸国との協議が続けられているものの、排他的経済水域(以下「EEZ」という。)や暫定水域等において、なお大きな課題が残されています。外国漁船による違法操業や無秩序な操業、投棄漁具による漁場環境の悪化や資源への影響、我が国漁船の操業や漁具への被害に加え、外国公船の動向把握、監視・取締体制の強化、被害に対する救済・対策の充実など、漁業者が安全に操業できる環境の確保が重要となっています。北朝鮮による弾道ミサイル発射も、海上で操業する漁業者にとって大きな不安要因となっており、安全確保と迅速かつ的確な情報提供体制の整備が引き続き必要です。

加えて、海面利用の多様化に伴い、遊漁やプレジャーボート等の海洋レジャーと漁業との摩擦、事故防止と漁業被害の抑止、資源管理の実効性の確保など、海面利用をめぐる調整の重要性も一層高まっています。

以上の状況を踏まえ、全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和9年5月〇日の第63回通常総会において、上記問題を解決するため、全会一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和9年〇月〇日

全国海区漁業調整委員会連合会

会長 中島 均

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者を主体に、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理など、幅広い役割を担い、その適切な運用を通じて漁業制度の円滑な運営に寄与してきました。

近年、漁業調整や資源管理をめぐる課題が複雑化・多様化する中、海区漁業調整委員会に求められる役割は一層重要となっており、引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構としてその機能を十分に発揮していく必要があります。

また、これらの課題に的確に対応するためには、委員の資質向上を図るとともに、十分な議論の場を確保し、それを支える安定した財政基盤を確保することが不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、漁業者及び漁業従事者を主体とする組織として、その権限と役割が今後も十分に発揮されるよう制度運用を図ること。

■ I-1

2 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与できるよう、国は海区漁業調整委員、地方自治体及び漁業関係者に対し、必要な情報提供と適切な指導・助言を行うこと。

漁業調整や資源管理をはじめとする広範な事案について、公平公正な審議を行うためには、専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

■ I-3

3 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、引き続き安定した財政基盤を確保すること。

■ I-2

II 沿岸漁場の秩序維持について

密漁をはじめとする違法操業は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するだけでなく、漁業者が取り組む種苗放流や資源管理への意欲を減退させるなど、沿岸漁場の秩序を揺るがす大きな要因となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則の強化が図られたものの、依然として密漁は巧妙化・広域化し、組織的な違法操業への対応が課題となっていることから、取締体制の強化や関係機関の連携強化を引き続き進めていく必要があります。

また、密漁の未然防止と漁業秩序の維持を図るためには、現場における取締りや啓発活動への支援に加え、生産者、流通関係者等が連携し、「密漁もの」の排除と流通の透明化を一体的に進めていくことが必要です。

つきましては、沿岸漁場の秩序維持について、次のとおり要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

(1) 組織化及び広域化する密漁に対処するため、定期的な連絡会議や都道府県との情報交換を通じ、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制を一層強化するとともに、警察庁とも引き続き協力・連携し、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

■ II-1-(1)

(2) 漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

■ II-1-(2)

(3) 漁業者が実施する密漁パトロールに要する費用や、密漁防止看板の設置等の啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を拡充すること。

■ II-1-(3)

2 「密漁もの」の流通防止

(1) 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を排除するよう指導・啓発と監視体制を強化すること。

■ II-2-(1)、(2)

(2) 水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者への周知を引き続き徹底

するとともに、シラスウナギなど県域を越えて広域に流通する資源については、国主導で流通の透明化を図ること。

- II-2-(3)、(4)

Ⅲ 沿岸漁業と沖合漁業の調整について

沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業は、同一の水域や資源を利用する関係にあり、操業形態や漁獲特性の違いから、漁場利用や資源利用をめぐる調整が恒常的な課題となっています。

沿岸漁業者は、地域に根ざした操業の中で自主的な資源管理にも取り組んできましたが、沖合漁業による大量漁獲や操業の広域化・大規模化に対する懸念は依然として解消されていません。

このため、沿岸漁業と沖合漁業が共存共栄を図っていくためには、関係者間の協議を継続的に行い、漁場利用や資源管理の在り方について相互理解を深めるとともに、沖合漁業に対しては、沿岸漁業者が自主的に実施している資源管理措置への参画及び遵守を徹底する必要があります。

また、大臣許可漁業については、漁船の大型化や操業の広域化に伴い、沿岸漁業との漁場競合や操業秩序をめぐる懸念が生じていることから、操業実態を的確に把握し、監視・取締り体制を強化し、操業秩序の確立を図る必要があります。

つきましては、沿岸漁業と沖合漁業の調整について、次のとおり要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業との共存共栄を図るため、関係者会議を積極的かつ継続的に開催すること。

また、沖合漁業に対し、沿岸漁業者が自主的に実施している資源管理措置への参画及び遵守を指導すること。

さらに、大臣許可漁業の漁船の大型化に当たっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスのとれた規制を行うこと。

■ IV-1-(1)、(4)

2 大臣許可漁業の操業秩序と監視・取締り

(1) 大臣許可漁業の操業監視・取締り体制の強化(VMSの活用等)

大中型まき網漁業の付属船も含め、VMS情報を積極的に活用した、より実効性のある監視・取締りを強化すること。

また、VMS 航跡情報について、国だけでなく都道府県でも確認できるよう、体制を構築すること。

さらに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは把握できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

■ IV-2-(1)

(2) AISの適切な運用の徹底

AISのさらなる利用普及に努めるとともに、既に義務付けられている常時作動が確実に履行されるよう指導を徹底すること。

■ IV-2-(2)

IV 沿岸資源の適正な利用について

水産資源の持続的な利用を確保するため、沿岸漁業者は、栽培漁業や資源管理の取組を通じて、資源の維持・増大に努めてきました。

一方、資源評価に基づく管理手法の導入やTAC制度の運用が進む中で、資源評価の精度向上、漁獲実態の的確な把握、漁業者が取り組んできた自主的な資源管理の評価、漁業実態に即した柔軟な制度運用など、なお解決すべき課題が残されています。

加えて、こうした制度の運用に当たっては、行政・研究機関と漁業者・関係団体との情報交換や情報共有を十分に図っていくことが重要です。

また、太平洋クロマグロについては、資源回復が進む一方で、資源回復や来遊状況の変化に伴う突発的な漁獲への対応、地域・漁業種類間の配分の公平性の確保、いか釣り漁業等への影響への対応、遊漁を含めた管理の実効性確保などの課題が生じています。

さらに、マサバ、カツオ、サンマ等の沿岸漁業にとって重要な資源についても、外国漁船による漁獲や公海域を含む国際的な漁獲圧、海洋環境の変化が資源動態に与える影響を踏まえた適切な管理が必要となっています。

つきましては、沿岸資源の適正な利用について、次のとおり要望いたします。

1 資源管理制度の運用と資源評価・漁獲把握の充実

(1) 資源評価の精度向上

利用可能な最大限の漁獲データに加え、海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境及び水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。

その上で、同一資源を利用する外国漁船及び遊漁者の漁獲実態を資源評価に適切に反映させるとともに、研究機関の体制強化・拡充を図り、資源評価の精度を向上させること。

■ IV-1-(3) 一段落目

■ V-2-(1) 一段落目

(2) 自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価すること。

その上で、当該管理手法が十分な効果を発揮している魚種については、資源評価の中で自主的な資源管理の効果が明確に分かるよう配慮するとともに、漁獲量管理に固執せず自主的な資源管理による対応を検討すること。

従来より関係都道府県が連携して資源管理に取り組んでいる資源については、引き続き国が資源管理体制を維持し、必要な支援を行うこと。

■ V-2-(2)

(3) 慎重なTAC導入と柔軟な運用

TAC対象魚種の追加等に当たっては、漁業者や関係団体に分かりやすく説明し、十分な理解と同意を得た上で進めること。

また、資源評価の精度や適正・柔軟なTAC運用方法が十分に確立されていない段階では、過度に厳格な数量管理を行わないこと。

なお、都道府県間や大臣管理区分との漁獲枠の融通や次期管理期間からの前借、また複数年管理や期中のTAC調整を可能とするなど、資源の上振れ発生時ややむを得ない混獲により操業停止等に陥らないための仕組みを構築すること。

■ V-2-(3)

■ V-2-(1) 二段落目

■ V-2-(5)

(4) 漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法については、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定するなど、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に過度な制約が生じないよう、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

また、資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合には、経営を維持するために必要な対策を講じること。

■ V-2-(4)

(5) 混獲削減・選択性向上に資する技術開発

定置網漁業等の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚・小型魚を極力削減する技術について、国主導で開発を進めるとともに、普及が促進されるよう適切な支援策を設けること。

■ III-2-(2)-ア

■ V-2-(7)

(6) 漁獲量把握と報告体制の強化

TAC対象魚種について、漁協共販などの既存の管理体制を通さない取引を含め、漁獲から水揚げ・流通に至るまでの実態を把握できる報告・監視体制を整備し、遺漏のない漁獲量把握の仕組みを構築すること。

また、報告の正確性・迅速性を確保しつつ、現場の事務負担の軽減に配慮した報告方式・システムとすること。

■ V-2-(6)、(V-1-(2))

■ III-2-(4)

2 太平洋クロマグロの資源管理

(1) 国際会議(WCPFC等)における我が国漁獲枠の確保・拡大

ア 我が国漁獲枠の拡大

太平洋クロマグロの資源回復状況に見合った我が国漁獲枠の拡大が図られるよう、WCPFC等の国際会議において引き続き議論を主導すること。

また、最新の情報が漁獲枠に適時適切に反映されるよう、資源評価の頻度や手法について必要に応じて見直しを行うとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

イ 管理戦略評価(MSE)を踏まえた管理方式の検討と合意形成

資源評価の結果に基づき自動的に漁獲枠が設定されるMSEの議論が進められているが、管理方式の見直しに当たっては、漁業者をはじめ関係者に丁寧に説明し、十分な理解を得て進めること。

■ III-1-(1)-ア、イ

(2) 国内配分の公平性確保と留保枠の運用改善

国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、地域・漁業種類間で不公平が生じないように見直すこと。

また、国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分とするとともに、最大限活用できる仕組みを確立すること。

■ III-1-(2)-ア～エ

(3) 沿岸くろまぐろ漁業等の管理の適正化

大臣届出漁業である沿岸まぐろはえ縄漁業者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

■ III-1-(3)

(4) いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発

クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を加速させること。

■ III-2-(2)-イ

(5) 太平洋クロマグロに係る遊漁者等の管理徹底

遊漁者及び遊漁船業者による採捕が資源管理の実効性を損なうことのないよう、現行の採捕規制及び採捕報告制度の周知徹底を図るとともに、監視活動及び取締りを一層強化すること。

併せて、将来的なライセンス制の導入も含めた遊漁管理の在り方について検討を進めること。

■ III-3-(1)~(3)

3 沿岸重要資源の適正利用

我が国周辺海域へ来遊するマサバ、カツオ、サンマ等の重要資源について、最新の資源評価に基づく適切な資源管理を徹底し、漁獲圧の適正化及び秩序ある資源利用を確保すること。

あわせて、外国漁船による漁獲実態や公海域を含む国際的な漁獲圧、海洋環境の変化が来遊量や資源動態に及ぼす影響を科学的に把握・評価し、資源評価の精度向上を図ること。

その上で、国際的な資源管理の枠組みにおいて、漁獲上限や国別枠等の実効性ある管理措置の実現に向け、我が国が主導的に協議を推進すること。

■ IV-3~5

V 外国漁船問題等について

近隣諸国との間では、政府間や民間において様々な協定の締結や協議が行われ、漁業秩序の確立に向けた努力が続けられている一方、我が国の排他的経済水域（EEZ）や暫定水域等をめぐっては、依然として大きな課題が残されています。

我が国周辺水域では、外国漁船による違法操業や無秩序な操業がみられ、サンゴ網やかにかご等の投棄漁具による漁場環境の悪化や資源への影響が懸念されるとともに、漁具被害等、我が国漁船の操業に大きな支障が生じています。

また、暫定水域を含む広い海域に分布する資源については、漁業秩序の確立と資源管理体制の構築を図ることが引き続き重要な課題となっています。

さらに、我が国漁業者の操業機会の確保、外国漁船や外国公船の動向把握、監視・取締体制の強化、外国漁船等の避泊に伴う地元漁業や海洋環境への影響の防止、投棄漁具や漁具被害に対する救済・対策の充実など、漁業者が安全に操業できる環境を確保することが重要となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイル発射は、海上で操業する漁業者にとって大きな不安要因となっており、安全確保と迅速かつ的確な情報提供体制の整備が引き続き必要です。

つきましては、外国漁船問題等について、次のとおり要望いたします。

1 国・地域別の操業秩序と漁業協定等の見直し

(1) 大韓民国（韓国）

ア 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定

竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。

■ VI-1 一段落目

イ 我が国EEZ内への入漁抑止

※前文で排他的経済水域（以下、「EEZ」という。）と記載

韓国漁船の我が国EEZ内への入漁が再開された場合、以前のように我が国漁船との操業トラブルが頻発する恐れがあるため、韓国漁船が我が国EEZ内で操業できない状況を維持すること。

■ VI-2-(3) 一段落目

ウ 暫定水域における操業秩序等

日韓暫定水域内においては、韓国政府へ操業秩序やルールの厳守を要請するとともに、効果的な資源回復・管理対策を講じること。

また、ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種について、TAC対象魚種拡大の議論に先立ち、漁業秩序の確立と資源管理体制の構築に向けた協議及び共同調査体制の整備を進めること。

さらに、海底清掃に係る民間合意については、その趣旨が十分反映されるよう国として積極的に関与すること。

■ VI-2-(3) 二段落目以降

(2) 中華人民共和国(中国)

日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船に操業条件を遵守させ、今後、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。

また、中国国内法でも禁止されているさんご網漁業について、取締りを可能にする体制を構築し、再発防止を徹底すること。

さらに、北緯27度以南の海域について、虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

■ VI-2-(4) サンゴ網除去に係る一文は除く

(3) ロシア連邦(ロシア)

ロシアとの4漁業協定に基づく我が国漁業について、協定に基づく操業機会の確保を強力に推進するとともに、漁業者が希望する操業条件の実現に向けた積極的な外交交渉と国による支援を継続的に行うこと。

また、我が国EEZ内に入域し操業するロシア漁船について、操業実態を踏まえ、漁獲割当量の設定や漁獲物組成の透明化等により資源への影響を抑制するとともに、我が国漁船の安全な操業及び漁具被害を防止するため、必要な連絡体制を確保すること。

■ IV-3 二段落目

■ VI-2-(5)、(6) 一段落目

(4) 台湾

日台漁業取決めについて、適用水域から「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、地理的中間線から東側の我が国EEZ内においては、取決め適用水域を除き台湾漁船の操業を認めないこと。

また、先島諸島南側水域等の適用水域拡大については、今後協議の対象としないこと。

あわせて、取決め適用水域内において、我が国漁船が安全に操業できる水域の拡大、操業隻数制限等の資源管理措置に関する協議を進めるとともに、台湾漁船のPI保険加入の義務化を含め、衝突等事故への対応の実効性確保を図ること。

■ VI-2-(1)、(2)

2 外国漁船等に対する取締・監視等の強化

(1) 領海及び EEZ 内における取締体制の強化

我が国漁船の安全操業を確保するため、海上保安庁の巡視船艇及び水産庁漁業取締船の増隻並びに人員体制の増強等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制を一層強化すること。

■ VI-3-(1)

(2) 外国公船等の動向監視と我が国漁船への情報提供体制の強化

中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為について、再発防止の徹底を図ること。

また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、海上保安庁の巡視船艇及び水産庁漁業取締船から、周辺で操業する漁船や関係機関へ即時に情報提供できる体制を一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心して操業できるよう対策を強化すること。

■ VI-3-(2)

(3) 外国漁船等の避泊に伴う漁業被害防止と海洋環境保全

外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風接近時など船舶の安全確保上やむを得ない場合に限り認める運用を徹底すること。

また、避泊中の錨泊位置や期間、廃棄物処理等に関するルールの遵守について、国が監視・指導を強化し、地元漁業や環境への被害を最小限に抑えるよう必要な措置を講ずること。

■ VI-3-(3)

3 外国漁船による投棄漁具及び漁具被害への救済・対策

外国漁船による無秩序な操業、漁具の投棄等により、我が国漁船の操業に支障が生じているため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実・強化

すること。

また、漁具被害の復旧支援については、全額補助や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、制度の拡充を検討すること。

なお、海底清掃の実施後も回収しきれないサンゴ網については、除去技術の開発を進め、回収に努めること。

- VI-4
- VI-2-(4) サンゴ網除去の部分
- VI-2-(6)

4 北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保

北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射については、外交ルート等を通じて国際社会と連携し、その抑止と問題の解決に努めること。

また、発射の兆候・発射情報を迅速かつ確実に把握し、沿岸自治体や漁業者への即時の情報提供、VMS等を活用した漁船位置の把握及び緊急連絡・避難体制の整備・運用を一層強化し、漁業者の安全確保に万全を期すこと。

- VI-3-(4)

VI 海面利用をめぐる調整について

海面は、漁業だけでなく、遊漁や遊泳、ダイビング、プレジャーボート等による海洋レジャーにも広く利用されており、その利用形態は一層多様化しています。特に、遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁では、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理への悪影響が懸念されています。

このため、遊漁については、遊漁マナーや漁業制度に関する周知・啓発を進めるとともに、環境保全対策を講じ、遊漁による資源利用の実態把握や、遊漁者が資源管理に参加するための体制整備を図る必要があります。

また、プレジャーボート、水上オートバイ等については、安全運航の確保と漁業被害の防止の観点から、利用者の把握や組織化、保険加入の義務化を含む被害補償の充実、安全教育の徹底など、実効性ある対策を進める必要があります。

さらに、操縦免許や船舶検査を要しないミニボート等については、耐航性や視認性に対する認識が十分でないまま沖合への出航や夜間航行が行われ、海難事故が発生していることから、操縦免許の義務化など新たな規制の創設を含めた安全対策の強化、利用者把握及び保険加入の促進等を図る必要があります。

加えて、海面利用の多様化が進む中、風力発電等の海上大規模開発事業については、地元漁業者に限らず、漁場利用等で関係する他都道府県の漁業者等に対しても、早期の情報伝達と誠実な説明を確保する必要があります。

つきましては、海面利用をめぐる調整について、次のとおり要望いたします。

1 海洋レジャーとの調整

(1) 秩序の維持と環境保全

ア 遊漁マナー・漁業制度の周知と広報の強化

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルを未然に防止するため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が、当事者に限らず、広く国民に理解が得られるよう、積極的な広報・啓発を行うこと。

その実施に当たっては、漁業関係団体及び全国レベルの遊漁関係団体等と連携し、イベント、小型船舶操縦免許講習及び更新講習、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を行うこと。

■ VII-1-(1)-ア

イ 環境保全対策の強化

遊漁者によるゴミの投棄等に対する対策として、罰則の強化やガイドラインの策定等の環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

■ VII-1-(1)-イ

(2) 資源管理の実効性確保

ア 遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、海岸域の遊漁者のほか、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、クロマグロで導入されている採捕報告義務付けや届出制の運用状況を踏まえ、マダイやサケなど漁業者の主要な漁獲対象魚種についても、資源評価に活用可能な釣獲情報を確実に把握し、管理する制度を創設すること。

■ VII-1-(3)

イ 遊漁者が資源管理に参加する体制整備

漁業者に対する操業規制との公平性を確保する観点から、遊漁者の組織化を進めるとともに、遊漁者も禁止措置を含めた資源管理に参加させる法制度や体制を整備し、全国的な資源管理導入ルールを図ること。

また、都道府県域を越えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の遊漁管理制度の整備を検討すること。

■ VII-1-(4)

(3) 安全確保と被害補償

ア プレジャーボート等の運航安全の確保と漁業被害の防止

法令や規則、マナーの周知徹底並びに安全教育を実効あるものとするため、プレジャーボートや水上オートバイ等の利用者の把握及び組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

また、特に無謀な操船や海難事故が頻発している水上オートバイ等については、安全確保の観点から、利用者に対し継続的な研修受講を義務付けるなど、必要な対策を講じること。

■ VII-2-(2)

イ プレジャーボート等の利用者に対する賠償責任保険加入義務化

プレジャーボート等の利用者に対し、漁業被害を含む対人・対物賠償責任を担保する保険加入を義務付ける制度を整備すること。

その制度設計に当たっては、対人被害に加え、休業損失や漁具等の物損被害についても担保できる補償内容とすること。

また、義務化が実現するまでの間は、任意保険加入率向上に資する取組を強化すること。

■ VII-2-(1)

ウ スピアフィッシングに関する安全確保と周知・啓発

漁船等との衝突事故防止とスピアフィッシング利用者の安全確保の観点から、標識の適切な使用を含め、各地域のルールや資源管理の趣旨等について、周知・啓発を一層強化すること。

■ VII-1-(2)

(4) ミニボート等による危険行為の防止

ア 操縦免許義務化等による安全対策の強化

海面利用者相互の安全を確保するため、推進機を有するミニボートについては、操縦免許の取得を義務化すること。

併せて、ミニボート等による夜間航行の禁止、航行区域(距離)の制限強化、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むこと。

また、衝突事故防止の観点から、目印となる旗やレーダー反射板、ポール等の設置を義務化すること。

これら安全対策の制度化に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が連携して対応すること。

■ VII-3-(1)

イ 安全講習の義務化と所有者把握

ミニボート等(SUPを含む)の販売に際しては、操縦や安全に関する講習の受講を購入条件とし、店頭販売のみならずインターネット販売においても適用されるよう、ボート製造・販売業界に対し強く指導すること。

また、海難事故時には利用者不明となり救助活動に支障をきたすおそれがあることから、購入者の氏名や連絡先等を把握できる仕組みを早急に検討すること。さらに、円滑な救難活動の実施に資するよう、登録制度や組織化、検査制度など、所有者を把握できる実効性のある対策を講じること。

■ VII-3-(2)

② 保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務付けること。

また、義務化が実現されるまでの間は、当該保険への加入促進に向け、より実効性のある取組みを強化すること。

さらに、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートについても加入できる保険制度の整備を図ること。

■ VII-3-(3)

2 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元だけでなく漁場利用等に関係する他都道府県の漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明するよう開発者を指導すること。

■ IV-6